

## 中学2年生のピロリ菌対策事業実施要綱

(総則)

第1条 横須賀市がん克服条例（平成30年横須賀市条例第75号）第8条の規定に基づき、若年者の胃がんのり患リスク低減及び次世代への感染予防を目的として中学校の第2学年に相当する年齢の者に対して実施するピロリ菌検査及び除菌治療（以下「本事業」という。）については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に居住する者であって本事業実施年度の4月1日から翌年3月31日までの間に14歳となる者のうち、希望する者

(2) 市長が特別の理由があると認める者のうち、希望する者

(本事業の実施)

第3条 市長は、本事業の一部を一般社団法人横須賀市医師会（以下「医師会」という。）に委託して実施するものとする。

(実施方法)

第4条 本事業の実施方法は、毎年度、市が医師会と協議して決定する。

(検査結果の通知)

第5条 市長は、一次検査の結果を対象者及びその保護者（以下「対象者等」という。）に通知するものとする。

2 市長は、市長が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において対象者が確定検査又は除菌治療を受けたときは、指定医療機関にその結果を対象者等に対して通知させるものとする。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康部長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。